

多摩イノベーションエコシステム実行委員会幹事会設置規程

制定	2021年	3月30日
改正	2022年	4月 1日
改正	2023年	4月 1日
改正	2024年	4月 1日
改正	2024年	7月26日
改正	2025年	3月31日
改正	2026年	3月31日

(設置目的)

第1条 多摩イノベーションエコシステム実行委員会設置要綱第11の規定に基づき、多摩イノベーションエコシステム実行委員会（以下「委員会」という。）の効率的な運営のため、各委員の所属団体の実務担当者による幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は委員会が所掌する事項についての調整等を所掌する。

2 幹事会は、前項のほか、委員会の委任を受け、委員会及びその運営に関する重要事項を審議することができる。幹事会での審議結果は、幹事会開催後、速やかに委員長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 幹事会は、座長1名及び幹事6名程度をもって構成する。

2 座長は委員会の委員のうち、東京都産業労働局商工部長の職にあるものをもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、座長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることができるものとする。

4 座長は必要に応じて、幹事会にオブザーバーを呼ぶことができる。

5 オブザーバーは、幹事会に出席し、審議内容に関して意見を述べることができる。

(座長)

第4条 座長は、幹事会を代表する。

2 座長が不在の際は、東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長の職にある者または同等の職にある者で座長が指定する者がその職務を代行する。

(運営)

第5条 幹事会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 幹事会の招集は、座長が行う。
- (2) 他の幹事の承認がある場合は、代理出席を認めるものとする。

(幹事会の事務)

第6条 幹事会の事務は、委員会事務局で処理する。

(解散)

第7条 幹事会は委員会の解散と同時に解散する。

(その他)

第8条 本規程に定めのない事項については、座長が定める。

附則

この規程は、2021年3月30日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2024年7月26日から施行する。

附則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表

多摩イノベーションエコシステム実行委員会幹事会	
座長	東京都 産業労働局 商工部長
幹事	東京都商工会議所連合会 幹事商工会議所 中小企業相談所長 (または同等の役職にある者)
	東京都商工会連合会 地域振興課長 (または同等の役職にある者)
	一般社団法人首都圏産業活性化協会 事務局次長 (または同等の役職にある者)
	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部多摩支社長 (または同等の役職にある者)
	地方独立行政法人東京都立産業技術センター 多摩テクノプラザ総合支援課長 (または同等の役職にある者)
	東京都産業労働局商工部中小企業振興対策担当課長